

地域脱炭素の推進について

環境省大臣官房地域政策課



地域脱炭素の推進について

2024年1月31日

環境省大臣官房地域政策課



1. 地域脱炭素とは
2. 支援ツール
3. 参考資料

1. 地域脱炭素とは

地域脱炭素（地域GX）×地方創生

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言

地方公共団体・
金融機関
中核企業等が
主体的に参画



地域脱炭素ロードマップ[○] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) の概要



地域脱炭素ロードマップの主要施策

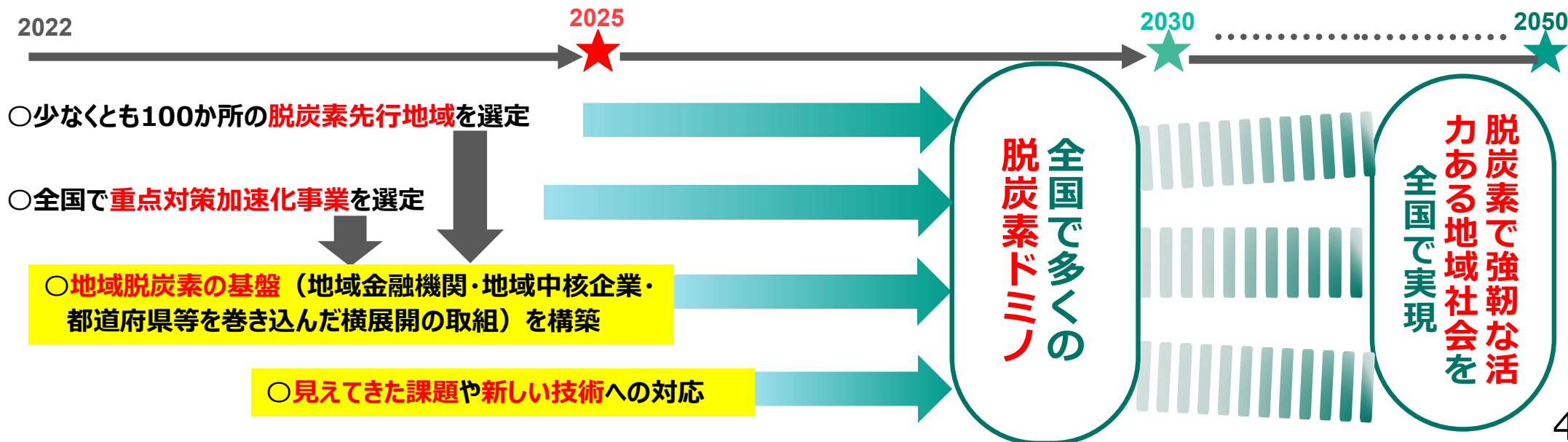
地域脱炭素ロードマップ[○] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議[※]決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画) に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金** (令和4年度創設、令和7年度予算(案):385.2億円、令和6年度予算:425.2億円) により、

- ①**脱炭素先行地域**: 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**: **全国**で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光発電**、**ZEB** (ゼロエネルギービルディング)、**ZEH** (ゼロエネルギーハウス)、**EV** (電動車) 等の**重点対策加速化事業**を実施

※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

＜政府＞ 内閣官房長官 (議長)、環境大臣 (副議長)、総務大臣 (同)、
内閣府特命担当大臣 (地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

＜地方自治体＞ 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

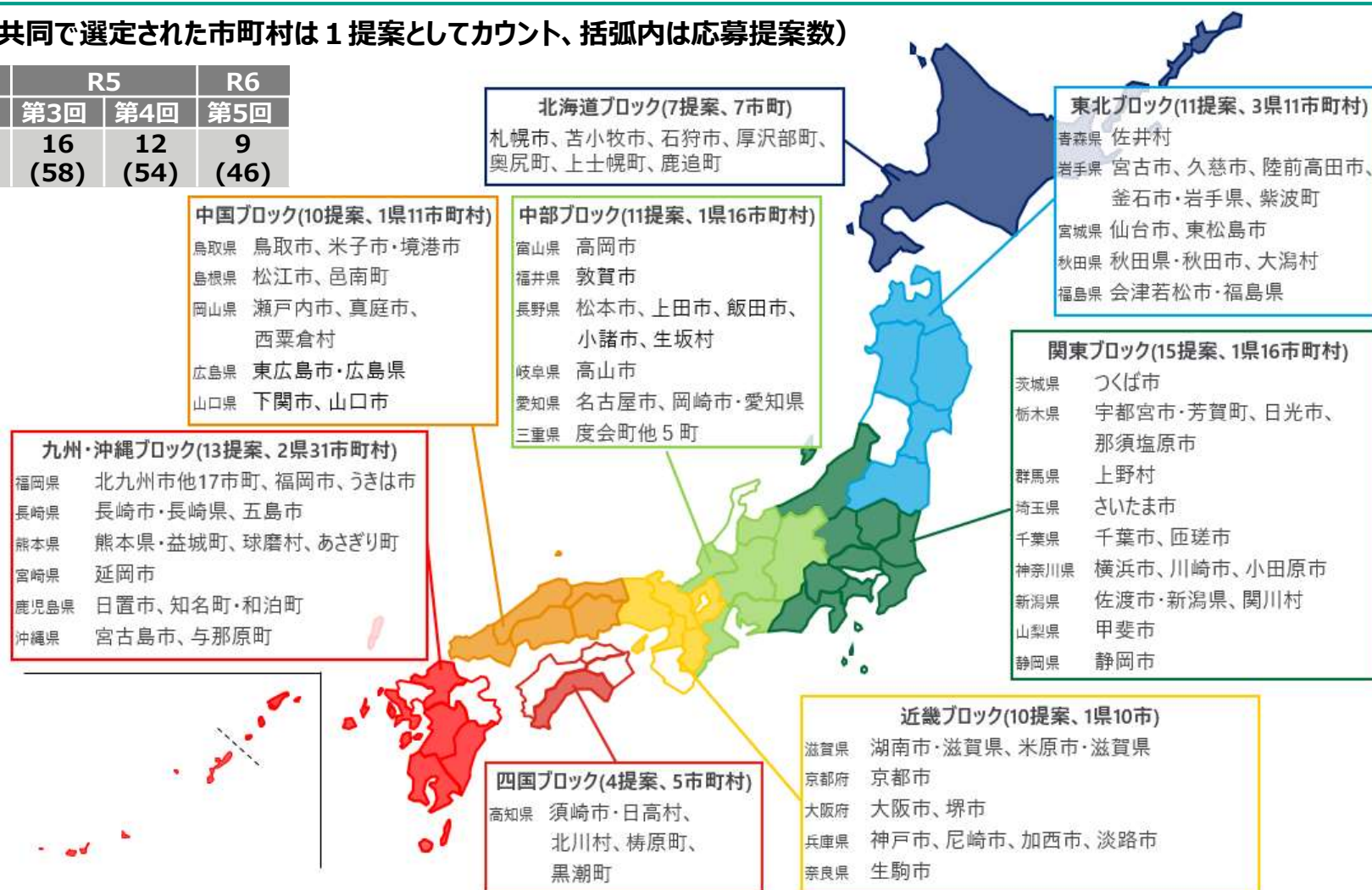


脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第5回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第5回までで、全国38道府県107市町村の81提案（38道府県66市32町9村）を選定し、取組を実施。

年度別選定数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
25 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)



(参考) 脱炭素先行地域の取組事例①

畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化 (北海道上士幌町)

＜対象エリア＞

町内全域

＜取組内容＞

- 畜産ふん尿を活用した**バイオガス発電**及び町有地等を活用した**大規模太陽光発電**等の再エネを、地域において実績のある**地域新電力「かみしほろ電力」**に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に**防災拠点**となる役場庁舎等の**主要な公共施設**において**マイクログリッドを構築**し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

RE100産業団地の創出×データセンター等誘致 (北海道石狩市)

＜対象エリア＞

石狩湾新港地域内REゾーン、公共施設群

＜取組内容＞

- 石狩湾新港地域内の**REゾーン**に立地する電力消費の大きい**データセンター**及び周辺施設に対して、**太陽光発電設備**と**木質バイオマス発電設備**、**洋上風力発電**から再エネ電力を供給
- 再エネポテンシャルを地域の優位性とし、**更なる産業集積**を目指す
- 木質バイオマス発電の**燃料の地産地消・安定調達**に向けて、森林組合や林業事業者等から成る**未利用バイオマス供給協議会**を設立



石狩湾新港洋上風力発電所



京セラゼロエミッションデータセンター

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例②

下水道の脱炭素化×住民負担の軽減 (秋田県・秋田市)

<対象エリア>

秋田市向浜地域の公共施設群

<取組内容>

- 秋田県臨海処理センターの敷地内に**消化ガス発電**や**風力発電**、**太陽光発電**を導入し、自営線により電力を供給
- 県内施設の中でもエネルギーコストが大きい施設へ再エネを活用することにより、**下水道使用料に係る住民負担を軽減**



秋田県臨海処理センター

脱炭素×農地再生 (千葉県匝瑳市)

<対象エリア>

中央地区（公共・商業施設が集積）、飯倉地区（福祉・医療施設等が集積）、豊和・春海地区（オフサイト供給の拠点）

<取組内容>

- **営農型太陽光発電**による売電収入、バイオ炭販売やそのカーボンクレジット収益等の**新たな収入源を確保する農業経営モデルを構築**することで、高収益化や新規就農者確保、関係人口増加を推進
- 営農型SSの再エネを**地域新電力「しおさい電力」**が需要家へ供給
- 「**市民エネルギーちば**」が中心となって運営する**ソーラーシェアリング・アカデミー**を通じ、**市内外へ営農型太陽光発電のノウハウ共有等を実施**



営農型太陽光発電(豊和・春海地区)



営農型ペロブスカイト太陽電池の実証実験

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例③

業務集積地区の脱炭素化（オフサイトPPA・地域間連携） （神奈川県横浜市）

<対象エリア>

みなとみらい21地区の民間・公共オフィス、商業施設等

<取組内容>

- **MM21**の施設への太陽光発電設備の導入に加え、市内郊外部の**未利用スペース（市営住宅や調整池等）**に新たに導入する**太陽光発電設備**や既設の**廃棄物発電、風力発電**等から再エネ等を供給
- さらに連携協定を締結した**東北15市町村等から再エネを調達**
- 「**みなとみらい二十一熱供給株式会社**」の**熱供給事業**において、既存プラントの熱源の更新・増強及びエネルギー使用効率の高い最新鋭機器を導入した新プラントの建設



みなとみらい21含む市内沿岸部

脱炭素×地域公共交通維持確保 （長野県上田市）

<対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

<取組内容>

- **上田電鉄別所線**において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線の**ゼロカーボン運行**を実現するとともに、**災害時のレジリエンス強化**。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し**沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与**。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた**電気料金削減と沿線住民による利用促進**を目指す。



上田電鉄別所線

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例④

地域協同型小水力発電による地域資金循環 (岐阜県高山市)

<対象エリア>

小水力発電立地町内会・旧町村市街地 (20エリア)

<取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を発電事業者から提示して合意形成を図ることで**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進
- 事業で得られた**収益の一部**を地域のまちづくりの取組等の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**
- **地域新電力「飛騨高山電力」**が、小水力発電の電力供給に加え、製材端材による**木質バイオマス発電**の熱電供給を実施することで、**再エネの地産地消と地域経済循環の実現**を目指す

地域協働型の小水力発電所整備

【飛騨高山モデル】



飛騨高山モデル



小水力発電施設

脱炭素×観光地活性化・防災力強化 (島根県松江市)

<対象エリア>

国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリア、防災拠点群、市有遊休地群

<取組内容>

- 歴史的な景観の保存と脱炭素を両立させ、観光地としてのブランド力と防災力の向上、住民や観光客が安心して生活・滞在できるまちづくりの推進、**観光産業の活性化による賑わいの創出**を図る。
- **温泉・宿泊施設に高効率ヒートポンプ給湯システムやソーラーカーポート等**を導入。景観条例により太陽光発電の設置が困難なエリアには**家庭・法人向けの100%再エネ電力メニュー**を供給。
- 松江城の**堀川遊覧船を電動化**するとともに、観光地でのグリーンスローモビリティの導入、**Jブルークレジットを活用した個人型旅行商品**の販売等に取り組む。



国宝松江城



電動化された堀川遊覧船

(参考) 脱炭素先行地域の取組事例⑤

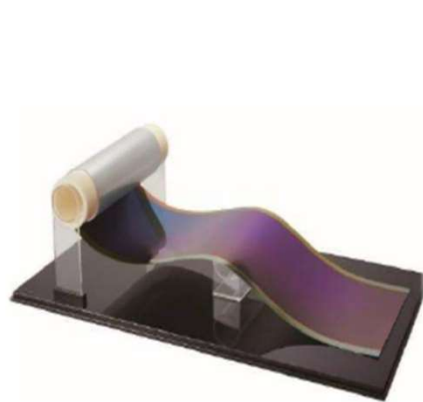
ペロブスカイトの社会実装と地元施工事業者育成 (福岡県福岡市)

<対象エリア>

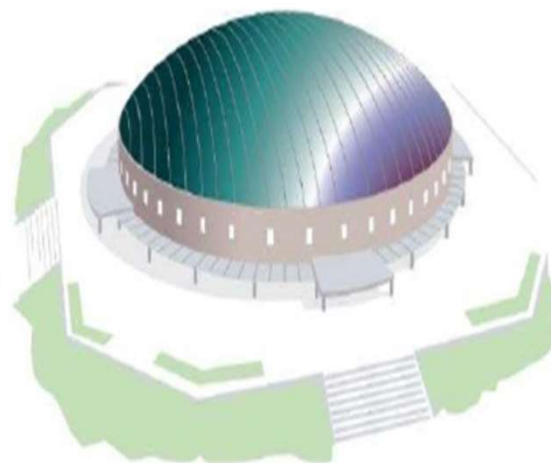
地行浜・唐人町エリア、天神エリア

<取組内容>

- **再エネ導入が困難な都心部**において、**外壁や曲面等**への**国産ペロブスカイト太陽電池の導入**と、導入促進を目的とした**固定資産税軽減措置**及び**国家戦略特区の規制緩和**（防水一体型のペロブスカイト太陽電池活用時の**建築基準法特例**）を組み合わせた再エネ導入機会の拡大により、脱炭素化を図る
- 大手事業者と連携し、ペロブスカイト設置に係る施工体制確立のため、**地元施工事業者を育成**
- 九州最大級の集客力のあるドーム球場において、**野球チームと連携し、ゼロカーボンゲームを開催**



ペロブスカイト太陽電池



ドーム屋根にペロブスカイト太陽電池導入

県主導のRE100産業団地の創出×半導体産業誘致 (熊本県)

<対象エリア>

阿蘇くまもと空港周辺地域（阿蘇くまもと空港、産業集積拠点等）

<取組内容>

- RE100を標榜する世界的半導体メーカー「**TSMC**」の**進出**に合わせて、阿蘇くまもと空港に隣接する**産業集積拠点等へ再エネを供給**することで、**RE100を目指す企業の誘致**を加速
- 民間施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入に加え、ダム湖での**水上太陽光発電設備**や**木質バイオマス発電設備**等の導入によって再エネを確保
- 再エネ電気を供給する**県主導の地域エネルギー会社**を新設し、民生・産業部門の全県的な脱炭素化を目指す。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア
右：2023年3月に供用開始した
阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビル



重点対策加速化事業の選定自治体（令和4年度～令和6年度）

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、149自治体を選定（35府県、88市、26町）

令和4年度開始

令和5年度開始

令和6年度開始

32自治体

（11県、15市、6町）

77自治体

（18県、47市、12町）

40自治体

（6府県、26市、8町）

中国ブロック(4県、10市町)

鳥取県 鳥取県、南部町
島根県 島根県、出雲市、美郷町
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

九州ブロック(6県、15市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県 鹿島市
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

近畿ブロック(4府県13市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市
兵庫県 芦屋市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

四国ブロック(4県6市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

北海道ブロック(10市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県、山形市、長井市
福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県24市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
群馬県 群馬県
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
東京都 多摩市
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、24市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県 福井県、越前市
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

(参考) 重点対策加速化事業の取組事例①

脱炭素×林業活性化 (島根県)

- 事業者向け補助について、温暖化対策に関する独自目標を設定・宣言している「しまねストップ温暖化宣言事業者」を対象とすることで、当該事業者を対象とした省エネ診断等のソフト事業と連動して県内事業者の脱炭素化を進める。
- 個人向け補助として、森林県の強みを活かし、**県産木材「しまねの木」を活用したZEH、ZEH+への補助**により、家庭部門の脱炭素化、循環型林業を推進する。その際、**県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体（中小工務店が中心）が建築した住宅を対象**とすることで、中小工務店を育成。

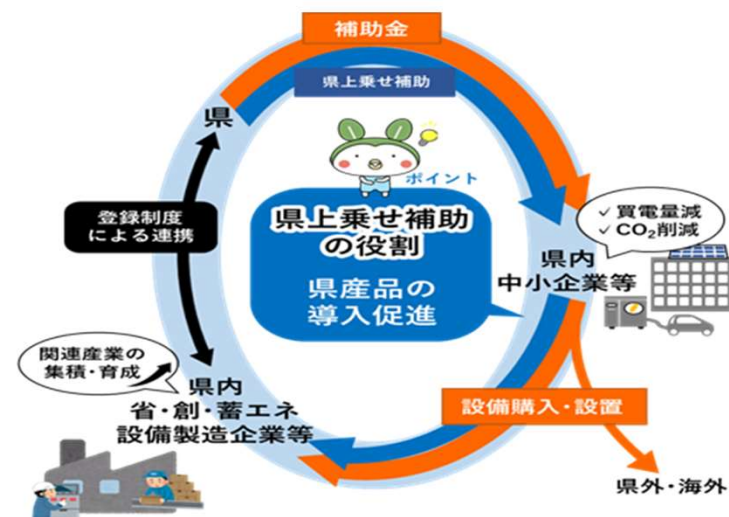
県産木材「しまねの木」を活用した住宅



脱炭素×地場産業育成 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源や河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している。
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積**している。
- 省・創・畜エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・畜エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内地場産業の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を設定し、**ゼロカーボンライブの普及啓発拠点として整備**する。

取組イメージ

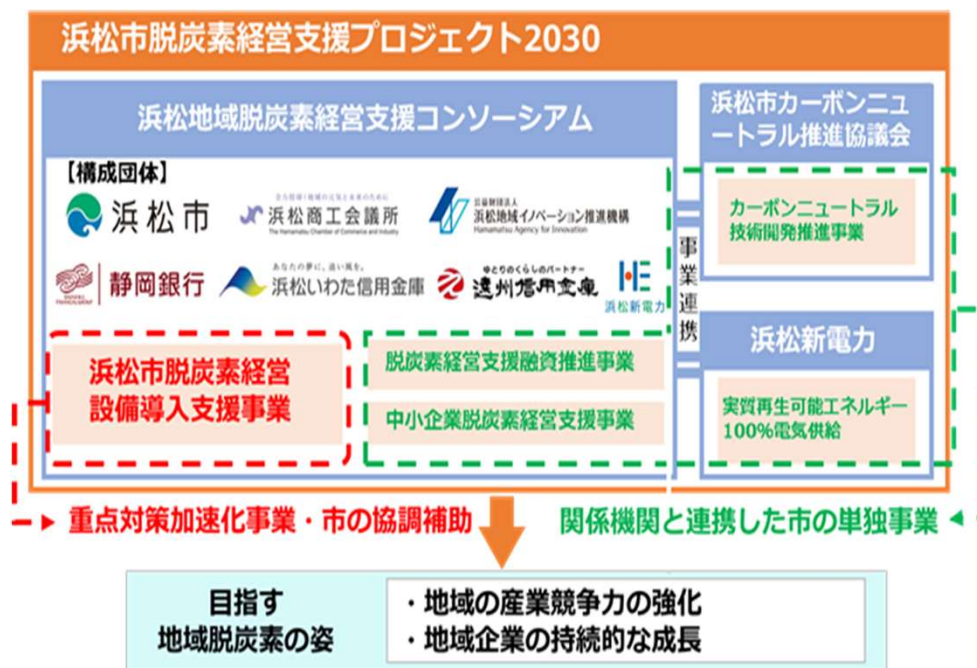


※民間事業者向け間接事業

(参考) 重点対策加速化事業の取組事例②

産官学金による地域企業の脱炭素化支援 (静岡県浜松市)

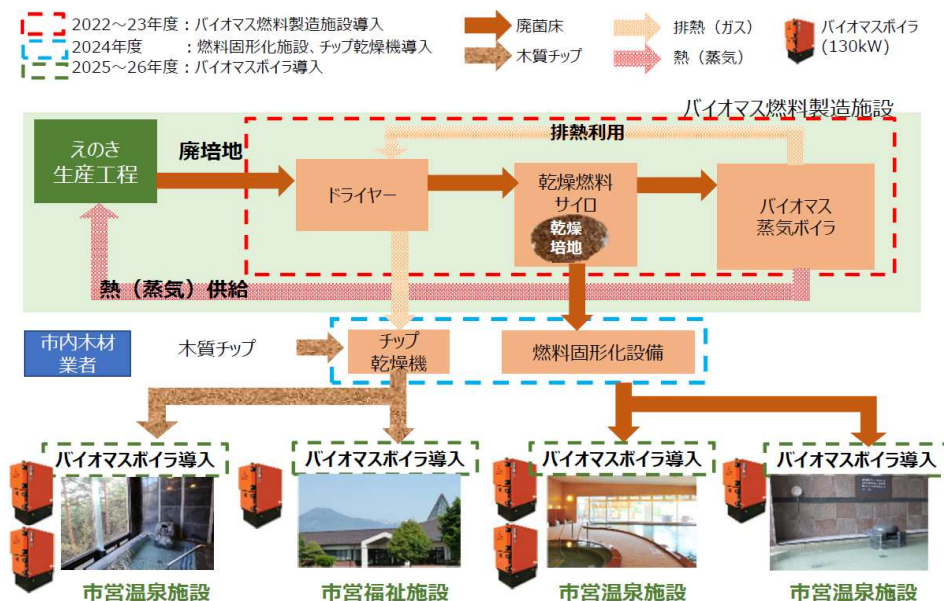
- 2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社**からなる「**浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム**」を通じて、地域企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施する。
- 事業実施にあたって、**融資手数料の補助制度の創設や、市職員の脱炭素アドバイザー資格の取得によるスキル向上など市の単独事業**を企業支援に活用するとともに、設備導入については本交付金を活用し、**太陽光発電設備の導入に対しては市費による上乗せ協調補助を行う**など、地域企業の脱炭素経営を総合的に支援する。



脱炭素×林業（きのこ生産）活性化 (長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化することでバイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消する計画**。
- バイオマス燃料製造施設を導入することで、**廃培地の燃料化**だけでなく隣接するきのこ工場やチップ乾燥機への**熱供給が可能になる**。作成されたチップや固形燃料は、市営の温泉施設や福祉施設のバイオマスボイラーで利用され**化石燃料からの転換に寄与**する。
- 従来は廃培地の処理に費用が発生していたが、燃料化することで、収益化も可能になり、**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。

バイオマス利用スキーム



地方公共団体における独自の予算措置・条例の事例



独自の予算措置

秋田県

■ **再エネ工業団地整備事業** R6当初 369,241千円
再生可能エネルギーを活用した工業団地（再エネ工業団地（下新城地区、旧能代西高等学校跡地））を整備

■ **我が社の脱炭素化促進事業** R6当初 3,549千円
「脱炭素アドバイザー資格」の取得や「CO2排出量可視化サービス」の利用に要する費用への助成。中小事業者を対象とした省エネセミナーや脱炭素経営に関する業種別セミナーを実施

京都府

■ **再生可能エネルギー導入加速化事業費** R6当初 929,000千円
太陽光発電など再生可能エネルギーの更なる導入及び活用の拡大に向け、家庭や事業者のニーズに応じた発電設備等の導入に対する支援を実施

川崎市

■ **市域への再エネ普及・地産地消に向けた住宅用太陽光発電設備、蓄電池等の導入支援のための新たな補助制度の創設** R6当初 204,251千円

■ **カーボンニュートラルコンビナートの形成** R6当初 33,971千円
CO2フリー水素等の供給・需要拡大や炭素循環による化石資源の低減など、臨海部をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化する取組の推進

■ **カーボンニュートラル化を目指した廃棄物処理施設の中長期的な整備構想の策定に向けた取組** R6当初 15,878千円

愛媛県

■ **電動車導入加速化事業費** R6当初 103,600千円
運輸部門のCO2削減に向け、個人に対するEV購入補助に取り組む市町や、急速充電設備の新設等を行う法人等を支援するとともに、県公用車のEV化を推進

■ **新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費** R6当初 54,600千円
家庭や地域単位での新エネルギーの導入を着実に進めるため、家庭向け燃料電池や蓄電池、ZEHの導入に補助を行う市町を支援

富山県

■ **県営水力発電所リプレース事業** R6当初 4,581,530千円
4発電所（庄東第一、大長谷第二、仁歩、若土）について、固定価格買取制度を活用したリプレース（全面的更新）を実施

福岡市

■ **自動車部門の脱炭素化推進** R6当初 160,327千円
次世代自動車（EV・FCV等）の車両購入や急速・普通充電設備設置に対する助成、カーシェアリング普及に向けた啓発、事業用貨物車等におけるバイオ燃料の実証事業等を実施

■ **FCモビリティの導入推進** R6当初 59,066千円
FCごみ収集車の導入、FC救急車の実証

■ **まちづくりへの水素実装** R6当初 258,260千円
九州大学箱崎キャンパス跡地における水素供給パイプラインの整備や水素ステーションの検討等

独自の条例

■ **東京都や川崎市では、令和7年4月から建築物への太陽光発電設備等の設置が義務化。**
（大規模建築物は建築主を、住宅等の小規模建築物はハウスメーカー等が義務対象者新築・増築等の建築物が対象、既存の建築物は対象外）
* 先行地域や重点対策加速化事業に採択されている長野県、仙台市、相模原市等では同様の条例制定の動きがみられている。

■ **宮城県は、0.5ヘクタールを超える森林(国有林・地域森林計画対象)を開発した区域に設置された太陽光、風力、バイオマス発電設備を対象に、法定外税を新設。**
（令和5年11月に総務大臣同意、令和6年4月に施行。温対法に基づく再エネ促進区域等は非課税）

2. 支援ツール

地方公共団体の状況に応じた環境省の支援策のイメージ

(状況)

- 全国のモデルとなる先進的な取組を行いたい
- 2030年度目標の達成に向け、着実に取組を進めたい
- 手をつけやすい取組から始めたい
- しっかりとした計画を作りたい
- 脱炭素化に向けた体制を強化したい

(取組)

脱炭素先行地域づくりにチャレンジ

住民・企業の脱炭素化を支援 例) ZEH、ZEB、ゼロカーボンドライブ

政府実行計画に準じた取組を実施
例) 太陽光発電50%以上、新築ZEB化、LED100%、電動車100%

避難所となる公共施設等に再エネ＋蓄電池を導入

地域脱炭素・再エネ導入のための計画を策定

地域脱炭素実現に向けた中核人材の育成

(支援策)

地域脱炭素推進交付金
(脱炭素先行地域づくり事業)
※最大50億円の支援

地域脱炭素推進交付金
(重点対策加速化事業)
※複数年度複合実施
※最大15億円の支援

脱炭素化推進事業債
※地方単独事業への地方財政措置
(最大45%の地方交付税措置)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

再エネ地域中核人材育成事業

脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度

地域脱炭素推進交付金

- 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円		
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度GX予算	3,000百万円	令和5年度補正予算	13,500百万円
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度GX予算	6,000百万円	令和6年度補正予算	36,500百万円
令和7年度予算(案)	30,021百万円	令和7年度GX予算(案)	8,500百万円		

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			特定地域脱炭素移行加速化交付金
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	自家消費型の太陽光発電など重点対策を 複数年度で複合実施する地方公共団体	脱炭素先行地域に選定されて いる地方公共団体
交付率	原則 2 / 3 ※ 1	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※ 1
上限額	50億円／計画 ※ 2	都道府県：15億円 政令市、中核市、施行時特例市：12億円 その他市区町村：10億円	50億円／計画 ※ 2
支援内容	再エネ設備 - 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備 (太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等 効果促進事業 - 上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業 等 基盤インフラ設備 - 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等 省CO2等設備 - 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等	①～⑤の重点対策の組み合わせ等 ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業) ③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ	官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援
備考	・FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外 ・改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須 ※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4 ※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円＋（特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2（上限10億円））		

<参考: 交付スキーム> (a)地方公共団体が事業を実施する場合 **国** ⇨ **地方公共団体** (b)民間事業者等が事業を実施する場合 **国** ⇨ **地方公共団体** ⇨ **民間事業者等**

- **地域防災計画により避難施設等に位置づけられた公共施設**への再エネ設備の導入は、平時の脱炭素化に加え、災害時の業務継続を始め被災者対応の観点からも重要。「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」（令和2年12月11日閣議決定）において「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」に取り組むこととしている。
- このため、環境省では、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」により**避難施設等への再エネ設備等の導入を支援**。
- <補助率>
①都道府県・指定都市※ 1/3 ②市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）1/2 ③市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島 2/3 ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

避難施設への再エネ導入の事例①

※前身の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、
「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」による支援事例

石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所
導入設備 : 太陽光発電、蓄電池

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況



写真提供：珠洲市

石川県輪島市

施設名 : 河井小学校 ほか28施設
導入設備 : ソーラー街路灯（避難誘導灯）

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況



写真提供：輪島市

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算(案) 5,020百万円(新規)】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所(同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等)への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

＜対象＞

・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

＜主要要件＞

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 2/3、3/4)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

お問合せ先: 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話: 03-3501-4031

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度予算(案) 711百万円(758百万円)】

【令和6年度補正予算額 918百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助(定率;上限設定あり)

(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)

(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、
(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の育成・確保**が必須。
- 環境省では、自治体向けの中核人材の育成・派遣、企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成を推進

自治体向け中核人材の育成・派遣

【オンライン連続講座】

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

基礎講座：R3～R5でのべ2,500人以上参加

実践講座(地域新電力)：R3～R5でのべ1,400人以上参加

【ネットワーキングイベント】

地域脱炭素に取り組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間事業者との間で人的ネットワークを構築

R4年度：参加した18自治体中4団体（7件）協業決定（1年後時点）

R5年度：参加した30自治体中7団体（10件）協業決定（4か月後時点）

【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、地域新電力、先進自治体職員等）を地方公共団体に派遣

R5年度の派遣数：28地方公共団体

R6年度の派遣数：71地方公共団体

企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成

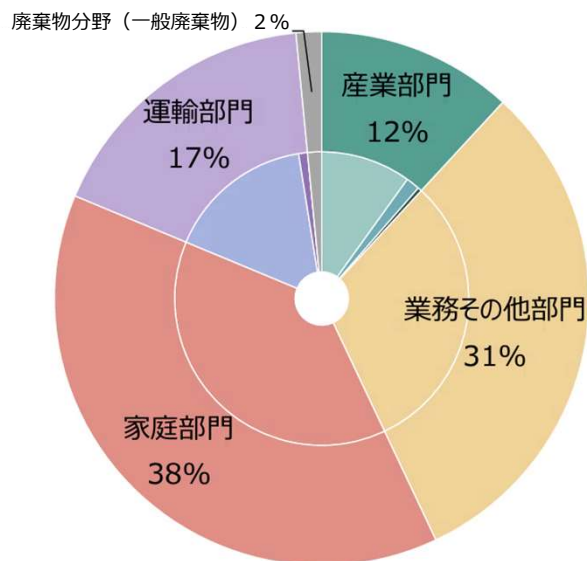
- 脱炭素に関する人材育成促進を目的として、**環境省による「脱炭素アドバイザー」資格制度の認定事業を創設**（2023年10月より認定）し、ガイドラインに適合した適切な民間資格の取得を促す。
- これまで**7つの民間資格制度を認定**（2024年10月末時点）
- **企業内部でサステナビリティや脱炭素等の対応を行う担当者や、金融機関の営業職、自治体の職員、経営コンサル業の方々など、幅広い業種における脱炭素人材育成をサポートしていく。**

	資格制度の名称（五十音順）	運営事業者
ベーシック (2023年 10月1日 認定)	サステナブル経営サポート	株式会社 経済法令研究会 (銀行業務検定協会)
	サステナビリティ検定 「サステナビリティ・オフィサー」	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー 資格3級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX検定 ベーシック	株式会社スキルアップNeXt
	SDGs・ESG金融	株式会社 銀行研修社
アドバンスト (2024年 9月1日 認定)	JCNA カーボンニュートラル・アドバイザー・アドバンスト	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	GX 検定 アドバンスト	株式会社スキルアップNeXt

自治体の区域の脱炭素化に資するツール提供

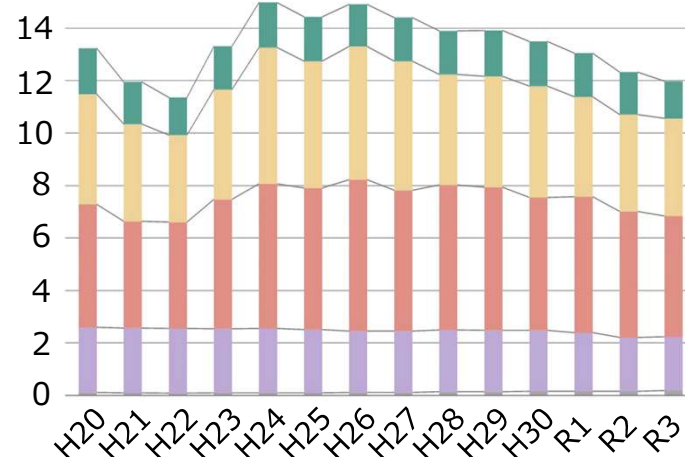
自治体排出量カルテ

【部門・分野別CO2排出量構成比(R3,札幌市)】



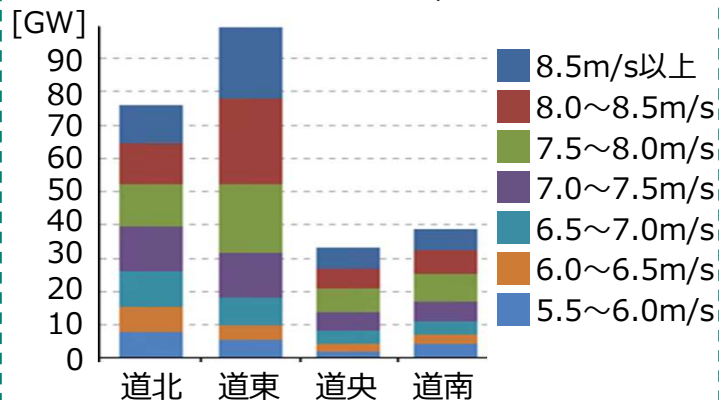
【部門・分野別CO2排出量の推移(札幌市)】

[百万tCO2]

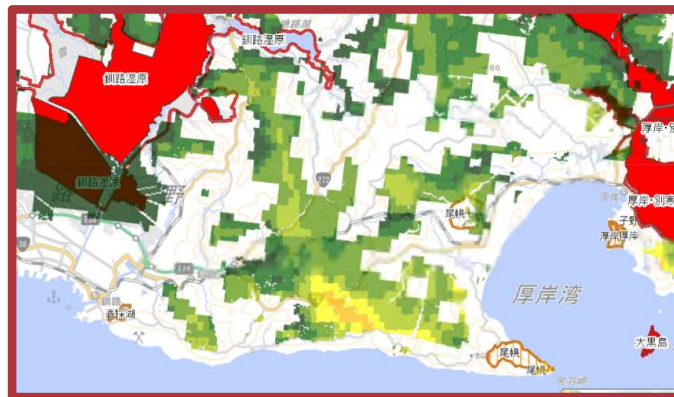


REPOS

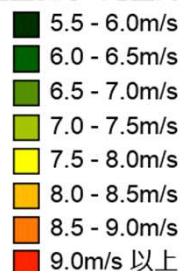
【ポテンシャル推計 (陸上風力,北海道)】



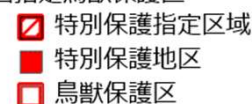
【ポテンシャルマップ (陸上風力,釧路市周辺)】



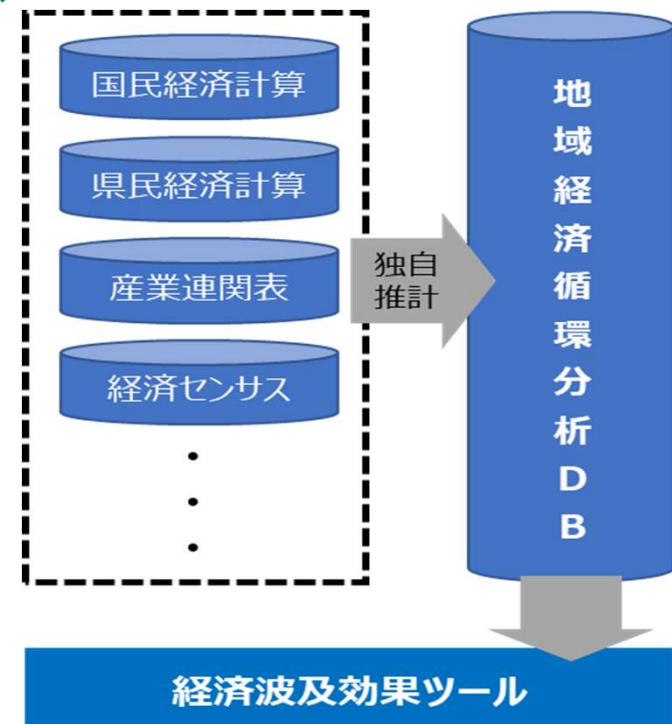
陸上風力 (地上高80m)



国指定鳥獣保護区



地域経済循環分析



- 地域経済の全体像と域外からの所得の流入流出を「見える化」し、資金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握が可能
 - ・地方公共団体を選ぶだけの簡単操作
- 再エネ等の導入により、地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションすることが可能。
 - ・条件を入力するだけの簡単操作。標準設定により詳細施策がなくても試算可能。
 - ・関係者への説明資料として活用することが可能。

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による民間投資の促進



○株式会社脱炭素化支援機構は、**国の財政投融资からの出資**と**民間からの出資**からなる資本金（令和6年4月現在289億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う**官民ファンド**。

組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】289億円（民間株主・国の出資額の合計）

○**民間株主**（85社、108.5億円）：

- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

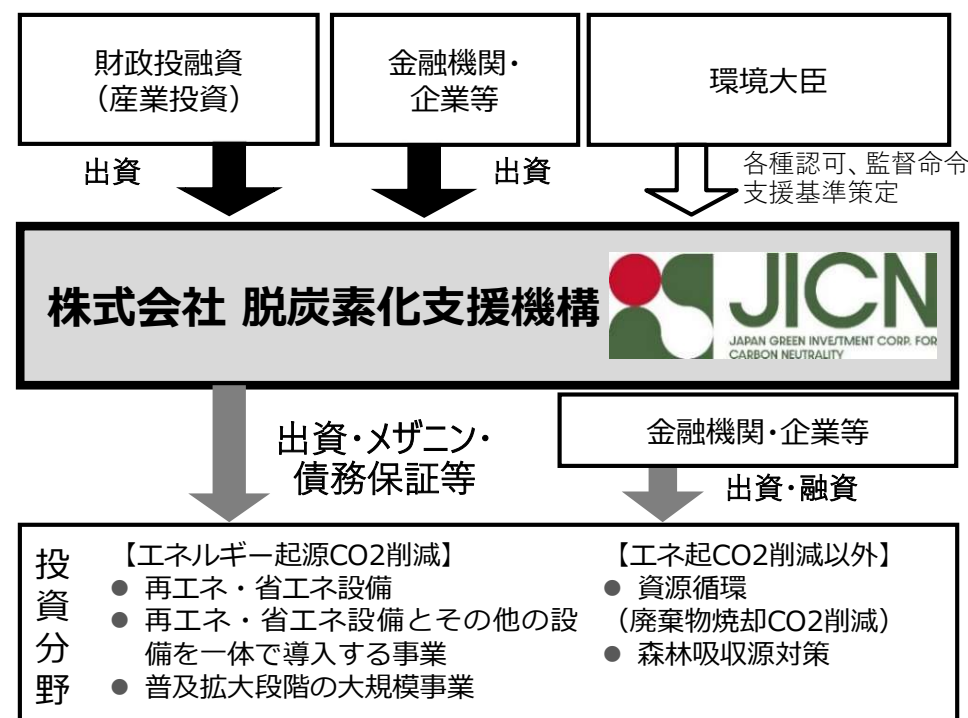
○**国**（財政投融资等、180.5億円）

- ・R5：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R6：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R7要求：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

○**再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等**、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。

○**出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等**を実施。



(想定事業イメージ例)

- ・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発・プラスチックリサイクル等の資源循環
- ・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な**資金の流れを太く・早く**し、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

脱炭素化支援機構（JICN） 支援決定の事例

■ 株式会社脱炭素化支援機構から、32案件の支援決定を実施（令和6年11月末時点）

支援決定の事例

株式会社 コベック

<概要>

地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業（1,000kW）。

支援形態：地域プロジェクト(SPC)支援

出資形態：劣後ローン



メタン発酵による廃棄物処理施設/神戸市

わいた第2地熱発電株式会社 （熊本県小国町における地熱発電事業）

<概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、本件は第2号機

支援形態：プロジェクト

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

WOTA株式会社

<概要>

従来型の大規模上下水道施設に代わる小規模分散型水循環システムの開発、製造、販売。

支援形態：コーポレート（スタートアップ支援）

出資形態：優先株

※令和6年度能登半島地震においても、避難所等に展開



持ち運べて15分で設営できる屋外シャワーキット

脱炭素地域づくり支援サイトの紹介



事例や支援をいろいろ知りたいけれど、どこを見たらいいの・・・？

→地域脱炭素に関する情報ポータルサイト「**脱炭素地域づくり支援サイト**」がごございます！



支援メニューの紹介

環境省だけでなく、各省のメニューを載せています！

取組事例の紹介



検索機能もあります！



資料名

地域脱炭素取組事例集（令和5年12月作成、令和6年10月再編）（全体版1）
地域脱炭素取組事例集（令和6年4月作成）（全体版2）

資料名

公共施設等の脱炭素化の先行事例（令和5年6月時点）
公共施設等の脱炭素化の先行事例（令和6年4月時点）

事例集もあります！



本サイトでは、上記をはじめ様々なコンテンツを掲載しています！

以下のURLから、脱炭素地域づくり支援サイトを是非御覧ください！

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>

脱炭素地域づくりサイト



地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 脱炭素先行地域づくりガイドブックの参考資料として、令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和6年6月更新）。
脱炭素先行地域は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において地方が目指すべきモデルである「地域ビジョン」の一つとして位置づけられており、同戦略において本支援ツール・枠組みについて更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していくこととされている。
- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ1府6省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ164事業掲載（令和5年度補正及び令和6年度当初予算（案））。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置等を受けることができる事業が32事業



各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省（43事業）

- ・ 地域脱炭素推進交付金
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・ 商用車の電動化促進事業

他40事業

内閣府（10事業）

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1/2/3等）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型）

他7事業

総務省（9事業）

- ・ ローカル10,000プロジェクト
- ・ 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- ・ ふるさと融資制度
- ・ 人材面からの地域脱炭素支援

他5事業

地方財政措置（7事業）

- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- ・ 過疎対策事業債（特別枠）
- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

文部科学省（5事業）

- ・ エコスクール・プラス
- ・ 国立大学・高専等施設整備
- ・ 公立学校施設の整備
- ・ 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・ カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省（27事業）

- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（バイオマス地産地消）
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立

他25事業

経済産業省（17事業）

- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業水力発電の導入加速化事業
- ・ 需要家主導型及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金
- ・ 水力発電の導入加速化事業

他15事業

国土交通省（45事業）

- ・ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ 都市再生整備計画事業
- ・ 都市・地域交通戦略推進事業
- ・ 先導的グリーンインフラモデル形成支援

他40事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

3. 參考資料

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会について



地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末目途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催。

委員名	所属
秋元 孝之	芝浦工業大学 建築学部長・教授
皆藤 寛	日本・東京商工会議所 産業政策第二部課長
白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 気候変動緩和策研究領域長
末吉 里花	一般社団法人エシカル協会 代表理事
諏訪 孝治	長野県 環境部長
勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授
竹ヶ原啓介	政策研究大学院大学 教授
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授
西尾チヅル	筑波大学 副学長

オブザーバー

内閣府（地方創生）、消費者庁、金融庁、文部科学省、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会

開催概要

第1回：6月28日（金）

地域脱炭素政策の進捗状況

（環境省の地域脱炭素政策の取組状況説明）

第2回：7月25日（木）

地域脱炭素政策の進捗状況

（環境省及び関係府省の地域脱炭素政策の取組状況説明）

第3回：8月1日（木） 地方公共団体ヒアリング

第4回：9月10日（火） 民間事業者等ヒアリング

第5回：9月25日（水） 金融機関等ヒアリング

第6回：10月8日（火） 論点整理

第7回：10月29日（火） 取りまとめ骨子（案）

第8回：11月14日（木） 取りまとめ（案）

12月13日（金） 取りまとめ

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的**なものであり、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズ**が増加しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る。**
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心**となって、脱炭素の大きな**ムーブメント**を起こし、**脱炭素型地域経済**に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組①～分野横断的な課題への対応～



①地域脱炭素の横展開

・地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。

②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

・地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、人員・人材不足や再エネ等の効率的な導入・利用の観点から、都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することを推進。
・特に小規模な地方公共団体等の区域の脱炭素化については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。
・中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。

③情報・技術支援、資金支援、人的支援

(ア) 情報・技術支援

・再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。

(イ) 資金支援の在り方

・地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。
・新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。

(ウ) 人的支援・体制強化

・地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所等による人材マッチングを強化。
・脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

・再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。
・営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。
・地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。

⑤系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

・系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進。
・EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築。

⑥新たな技術の地域における実装・需要創出

・ペロブスカイト太陽電池や水素等の新技术の導入を支援。公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。
・グリーンスクール等の更なる環境負荷低減が見込まれる製品をグリーン購入法に基づく基本指針位置付け、公共調達の分野でも需要を拡大。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組②～個別分野における課題への対応～

①公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

- ・複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。
- ・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。
- ・廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率行的な取組を加速。

②住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

- ・太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
- ・建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

③循環経済への移行を通じた脱炭素化

- ・フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、再資源化事業等高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。
- ・廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。
- ・2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

④脱炭素型まちづくり

- ・立地適正化計画の実行性向上によりコンパクト・プラス・ネットワーク化を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。
- ・電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。
- ・データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進
- ・コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。

⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。
- ・農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推進。

⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

- ・カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。
- ・住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

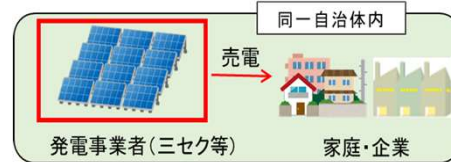
地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象（庁舎等は対象外）
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象（通常の公用車は対象外）
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備（※）及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー （省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV）		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー 設備整備（地域内消費を主目的とする事 業）に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

地方財政措置（人材育成）

1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

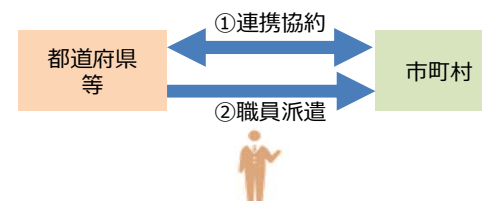
特別交付税措置（措置率0.5）

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

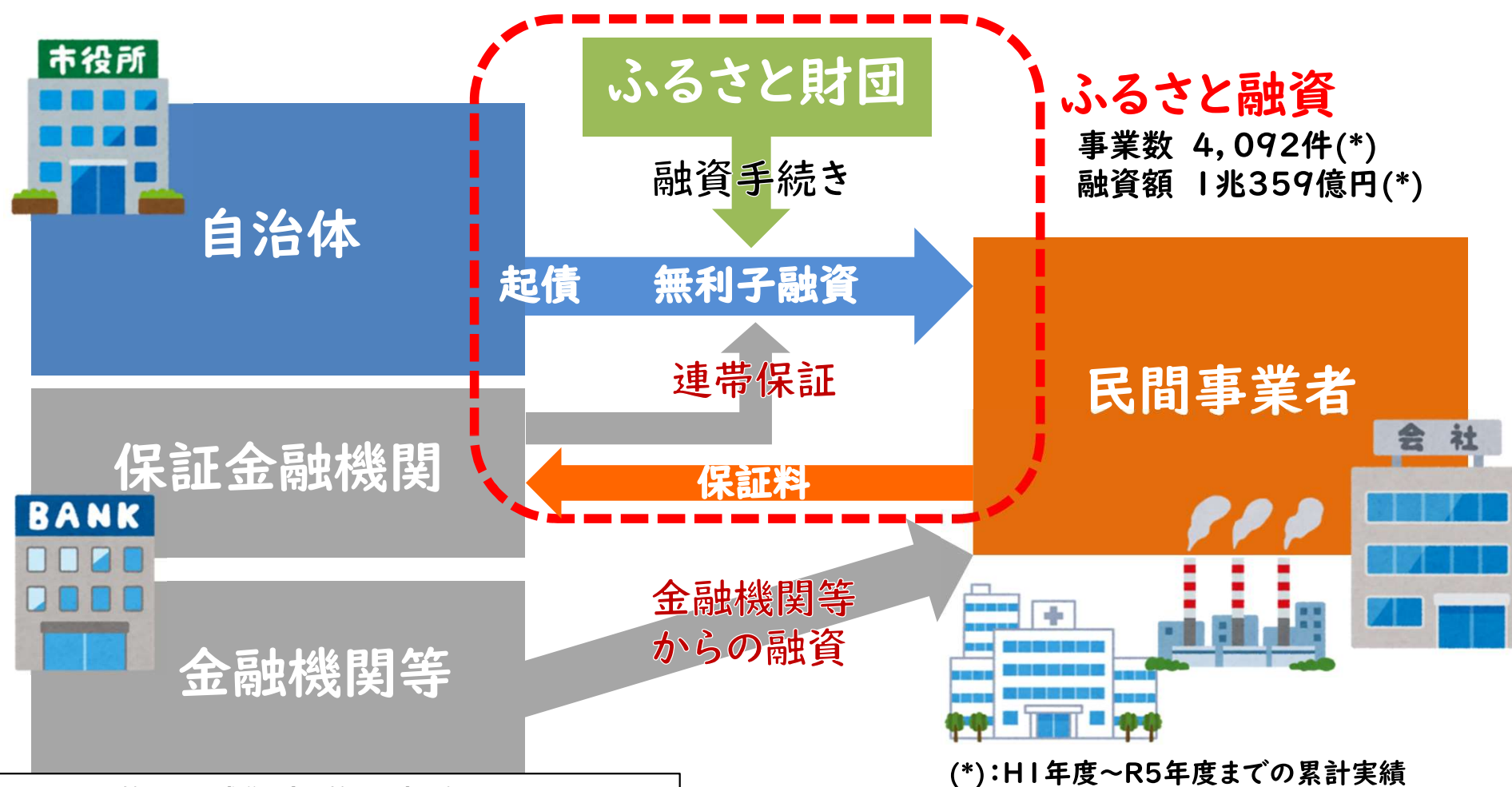
【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

ふるさと融資（無利子融資）制度の仕組

- ・ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
- ・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
- ・自治体は地方債（利子の75%は地方交付税措置）を発行し、それを原資として民間事業者に無利子で融資（最長20年）
- ・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払（自治体が保証料補助を行う場合あり）
- ・融資比率、融資限度額等は次頁「要件一覧」のとおり、令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定
- ・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続きにつき自治体から委託を受けている



令和6年度からのふるさと融資制度

地方のニーズを踏まえ、国内投資の拡大、ローカルスタートアップ支援の強化など地域経済の活性化の観点から、融資比率の引上げ等の制度改革を実施済。

1. 融資比率の引上げ

通常地域 35%⇒50%

過疎地域等 45%⇒60%

2. 融資限度額の引上げ

融資比率の引上げに合わせて増額

3. 融資下限額の引下げ

小規模な起業・創業案件を対象とするため、現行の「300万円」⇒「100万円」に引下げ

4. 手続きの改善

① 申込受付回数を年3回⇒4回へ

② 申請書類の簡素化

■要件一覧

(単位:億円)

		通常地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏※2 ・ 連携中枢都市圏※2 ・ 東日本大震災被災地域※3 ・ 市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」※4 ・ (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業※4
都道府県・ 指定都市	融資比率	50%	60%	60% (※2)
	融資限度額	80 (※1)	96 (※1)	120 (※2)
	雇用	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上 (※4)		
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%
	融資限度額	20 (※1)	24 (※1)	30
	雇用	1人以上		

(※1): 地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

(※2): 定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については
都道府県は対象外

(※3): 岩手県、宮城県、福島県に限定

(※4): 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業に
ついては、「1人以上」